

令和7年12月26日

新設分割にかかる事前開示書面
(会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
代表取締役 池見 賢

当社は、令和7年12月22日付で作成した分割計画書に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として、当社の十勝工場の事業に関する権利義務を、新たに設立する株式会社十勝ミートセンター（以下「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。

本件新設分割に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）

令和7年12月22日付作成の分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、200株といたしました。

（2）資本金および資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第7条のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

①当社の令和7年3月31日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ金386,109百万円および金260,889百万円であり、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりですので、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関して

①本件新設分割によって当社から新設分割設立会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設分割株式会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

②本件新設分割後における新設分割設立会社の収益状況について、新設分割設立会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

③以上のとおりですので、本件新設分割によっても、新設分割設立会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

別紙

新設分割計画書

この新設分割計画書はマルハニチロ株式会社（以下「甲」という）が北海道帯広地区における国産牛の加工および販売事業を新たに設立する会社、株式会社十勝ミートセンター（以下「乙」という）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という）をなすにあたり、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を定める。

（新設分割）

第1条 当社は、国産牛の加工ならびに販売の事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させるため、本計画の定めるところにより本件分割を行う。

（乙の定款）

第2条 本件分割により設立する乙の定款の規定は、別紙①「株式会社十勝ミートセンター 定款」のとおりである。

（乙の概要）

第3条 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 目的 ①国産牛及び牛内臓の加工ならびに輸出入販売
②前号に附帯する一切の事業
- (2) 商号 株式会社十勝ミートセンター
- (3) 本店の所在地 北海道帯広市西23条北2丁目17-6
- (4) 発行可能株式総数 10,000株

（乙の取締役等の氏名）

第4条 設立する新会社の設立時取締役の氏名は以下の通りとする。

- (1) 設立時取締役の氏名
 - 高木 秀雄
 - 山口 潤
 - 池田 嘉孝

（承継権利義務）

第5条 乙は本件分割に際し、別紙②「承継権利義務明細表」に記載のとおりの資産、負債、契約及び新株予約権に関わる義務を甲より承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

(設立会社の交付株式数)

第6条 乙は会社の設立に際し、普通株式200株を発行し、その全部を甲に対してこれを割当交付する。

(設立会社の資本金)

第7条 本件分割によって設立する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剩余金の額は次のとおりである。

(1) 資本金	10,000,000円
(2) 資本準備金	0円
(3) その他資本剩余金	株主資本変動額から上記第1項及び第2項の金額を控除した金額

(分割期日)

第8条 分割期日は令和8年4月1日とする。ただし、本件分割の進行に応じ、必要のある時は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(分割中止)

第9条 甲取締役会承認後、分割期日までに本件事業およびその本件事業に属する財産に重大な変更が生じたときには、本書計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

上記計画を証するため、本書を作成する。

令和7年12月22日

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
代表取締役 池見 賢

別紙①

株式会社十勝ミートセンター

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社十勝ミートセンターと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、食肉の卸及び小売
- 2、食肉の加工及び販売
- 3、食肉加工品の販売及び輸出入
- 4、前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道帯広市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

(機関構成)

第5条 当会社は、取締役会、監査役及びその他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならぬ。

② 前項の承認をする機関は、株主総会とする。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。社長に事故、又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より3日前までに、当該株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役等)

第23条 当会社の取締役が1名であるときは、その者が代表取締役及び社長となる。

② 当会社の取締役が複数名あるときは、株主総会の決議により代表取締役1名を選定する。

③ 当会社の取締役が複数名あるときは、株主総会の決議により社長を選定し、必要に応じて会長、副社長を選定する。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剩余金の配当及び除斥期間)

第26条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金324,397,698円とする。

- ② 当会社の成立後の資本金の額は金10,000,000円とし、その余をその他資本剰余金とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年2月28日までとする。

(発起人の氏名及び住所並びに設立時発行株式に関する事項)

第29条 当会社の発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び引き換えに払い込むべき金銭の額は、次のとおりとする。

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
代表取締役 池見 賢
この割当て株式数 200株 設立に際して出資される財産の価額 324,397,698円

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第30条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次の者とする。

設立時取締役 高木 秀雄
設立時取締役 山口 潤
設立時取締役 池田 嘉孝

設立時代表取締役 高木 秀雄

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

令和7年12月22日作成

これは定款の原本である。

株式会社十勝ミートセンター
代表取締役 高木 秀雄

別紙②

承継権利義務明細書

本件分割に伴い、甲は、本件事業に属する1.～6.の権利義務を乙に承継させるものとし、乙はこれを承継する。なお、承継する「1. 資産および負債」の評価については、令和7年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日である令和8年3月31日（以下、「効力発生前日」という。）までの増減を加除して決定するものとし、「2. 承継させる契約上の地位」、「3. 商標権および特許権等知的財産権」、「4. 許認可等」、「5. 雇用契約」、「6. その他」についても、効力発生前日までに変更事項があれば、それを加味したうえで決定するものとする。

1. 資産および負債

甲が乙に承継させる本件事業に属して有する資産・負債は下記の通りとする。
なお数値は、効力発生前日までの増減を加除して決定する。

（1）資産（甲の畜産事業部ビーフ課帯広事業に係るもの）

①流動資産

- ・ 製商品
- ・ 貯蔵品

（上記に限らず、計上されていない棚卸資産が存在する場合は、承継対象としない。）

②固定資産

- ・ 建物
- ・ 構築物
- ・ 機械装置
- ・ 車両運搬具
- ・ 工具器具備品
- ・ 土地
- ・ ソフトウェア（「カット肉計量システム Windows10 対応及びサーバー代替」及び「十勝加工場 内臓ラベル発行システム移行作業」）
- ・ リース資産

（上記に限らず、計上されていない固定資産が存在する場合は、承継対象とする。）

(2) 負債（甲の畜産事業部ビーフ課帯広事業に係るもの）

①流動負債

- ・ 短期リース債務（計上されていないリース資産に係るリース債務が存在する場合は、承継対象とする。）
- ・ その他の債務については、計上・未計上にかかわらず、いかなる債務であっても承継対象としない。

②固定負債

- ・ 長期預り金
- ・ その他の債務については、計上・未計上にかかわらず、いかなる債務であっても承継対象としない。

(3) その他

①担保権（甲の畜産事業部ビーフ課帯広事業に係るもの）

2. 承継させる契約上の地位

甲が効力発生前日現在、本件事業に属する一切の契約上の地位を乙に承継する。ただし、その承継につき、効力発生前日現在までの債権および債務ならびに、甲および乙にて承継不要と決定したもの及び承継不可能なものについては、承継されない。

3. 商標権および特許権等知的財産権

本件分割に伴い、甲の所有する登録番号 6 7 3 3 2 4 8 「北の国牛びゅあ」の商標を乙に承継する。その他、承継される知的財産権は無い。

4. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出のうち、法令上、甲から承継可能なものは乙に承継する。ただし、その承継につき、甲および乙にて承継不要と決定したもの及び承継不可能なものについては、承継されない。

また、甲が本件事業に関する権利義務で、乙に承継させるものにつき、許認可等を要するものについては、当該許認可等の取得を停止条件として、当該権利義務を承継させる。

5. 雇用契約

乙は、本件事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。

6. その他

該当事項はない。

以上